

日本セラミックス協会

学術賞規程

2024年11月28日 改定 理事会承認

(総則)

第1条 日本セラミックス協会細則別表.6に定める日本セラミックス協会学術賞（以下「学術賞」という。）は、この規程の定めるところによる。

(表彰内容)

第2条 学術賞は、セラミックスの科学・技術に関する貴重な研究をなし、その業績特に優秀なものに授与する。

2 対象となる研究業績については、本会機関誌に発表されたもののほか、他の学術誌に発表されたものも対象とすることができる。

(表彰の件数)

第3条 表彰の件数は、次のとおりとする。

学 術 賞 7件以内

(選考委員会)

第4条 学術賞受賞者選考のため、学術賞選考委員会をおく。

(推薦資格)

第5条 受賞候補者を推薦する有資格者及びその推薦し得る数は、次のとおりとする。

①支部長および部会長（複数件、推薦数に上限は定めない）

②個人会員（3名以上の連名によって1件推薦することができる）

ただし、下記の場合は推薦資格を持たないものとする。

- ・学術賞選考委員
- ・当該年度の学術賞被推薦者

(被推薦資格)

第6条 学術賞の被推薦者資格は、本会会員歴10年以上の個人会員とする。ただし下記のいずれかの場合は被推薦対象外とする。

①当該年度の支部長および部会長。

②当該年度の学術賞選考委員。

③進歩賞・技術奨励賞を受賞している場合は受賞後10年以上を経っていない者。

④同一の業績で技術賞を受賞した者。

(会員歴の算定期日)

第7条 会員歴の算定期日は、いずれも受賞の年の4月1日現在とする。

2 会員歴の算定は、継続した会員歴を原則とする。ただし、事務処理内規第13条に準じ「復会」となった場合は中断前の会員歴を加算して算定することができる。

(推薦方法)

第8条 学術賞の受賞候補者の推薦方法及び日程は、次のとおりとする。

1. 協会は、協会ホームページおよびセラミックス誌、E-mail等で学術賞推薦要項を、支部長・部会長、個人会員に周知する。

2. 推薦者は、所定のフォーマットを利用し、下記の書類を添えて、推薦期限までに会長あてに推薦する。

①推薦書

②強調すべき業績内容を箇条書きしたもの

③推薦業績に関する主要論文目録、研究業績の論文目録および関連特許

④推薦業績に関する主要論文の中から5編以内の別刷PDF

(類似業績推薦の場合の取扱い)

第9条 複数の推薦者から類似業績で同一被推薦者の推薦があった場合、選考委員会は、当該推薦者間の協議によって「類似の業績内容をまとめる」よう勧奨することができる。

(業績説明)

第 10 条 学術賞の選考に際し、選考委員会は各業績ごとに業績説明を受ける。ただし、推薦数がある一定の数以上に達した場合、選考委員長の判断により、選考委員会は第一次選考を実施し、第二次選考から業績説明会を行うこともできる。

2 業績説明者は、原則として本人とする。なお、特段の事情がない場合は、業績説明はあらかじめ録音したものなどは使用せず、会場で本人が発表するものとする。

3 業績説明者は、説明会当日の説明事項をプレゼンテーションのための電子ファイルにまとめ、業績説明資料提出期限までに提出するものとする。なお、業績説明の具体的項目については内規に定め、推薦者および被推薦者には推薦要領で告知を行う。

(選考委員の委嘱・構成)

第 11 条 選考委員の委嘱・構成は、別に定める内規による。

(選考方法)

第 12 条 学術賞の選考の方法は、別に定める内規による。

(決 定)

第 13 条 会長は、選考委員会からの答申に基づく受賞候補者を、理事会もしくは全理事による評決に従い、受賞者として決定する。

(表彰および副賞)

第 14 条 学術賞は、毎年度の定時総会終了後に開催される表彰式の席上にて表彰を行うものとし、賞状および副賞を授与する。

(規程の変更)

第 15 条 この規程を変更する場合は、表彰委員会の議を経て、理事会の承認を得て行うものとする。

参考 (最近の改訂内容)

2017 年 11 月 28 日 全面改訂。(表彰制度見直しにより旧協会賞規程より個別の規程となった)

2018 年 3 月 5 日 第 8 条第 2 項変更 理事会承認

2021 年 11 月 25 日 第 2 条を 15 条へ移動、第 6 条一部(支部長・部会長の被推薦者資格)変更、第 10 条一部変更、第 11 条追加

2024 年 11 月 28 日 第 1 条一部変更(細則別表番号修正)、第 14 条と第 15 条を入れ替えたうえで、第 14 条一部変更(毎年を毎年度に変更)、第 15 条一部変更(理事会の議決を承認に変更)